

八代市 氷川町

定住自立圏形成協定書



定住自立圏の形成に関する協定書

八代市（以下「甲」という。）と氷川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担して、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、住民が安心して豊かに暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために、次条に規定する政策分野及びその取組において、相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合うこととする。

（連携する政策分野等）

第3条 甲及び乙が、相互に役割を分担して連携し、共同し、又は補完し合う政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）.
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定の規定を変更する場合は、軽微なものを除き、それぞれ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月23日

八代市松江城町1番25号

甲 八代市

八代市長

中 村 博 生

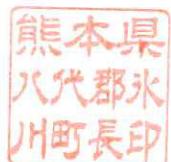


八代郡氷川町島地642番地

乙 氷川町

氷川町長

藤 本 一 臣



別表第1（第3条第1項第1号関係）

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

医療体制の充実と地域医療の連携

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 医療体制の充実と地域医療ネットワークの形成等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、医療体制の充実と地域医療ネットワークの形成等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、医療体制の充実と地域医療ネットワークの形成等を図るために、各種事業等を行う。 |

(2) 福祉

子育て支援の推進と高齢者等に対する支援の充実等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 安心して子どもを生み育てができるよう、子育て支援の推進と高齢者や障がい者への支援の充実等を図るために、圏域内外の関係機関との連携を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、子育て支援の推進と高齢者や障がい者への支援を充実等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、子育て支援の推進と高齢者や障がい者への支援を充実等を図るために、各種事業等を行う。 |

(3) 教育

子どもの健全育成、スポーツ・文化活動への支援の充実等

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 未来を担う人づくりを進めるため、家庭や地域と連携し、学校教育の充実と子どもの健全な育成を図るとともに、スポーツ・文化活動等の支援の充実等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、家庭や地域と連携し、学校教育の充実と子どもの健全な育成を図るとともに、スポーツ・文化活動等の支援の充実等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、家庭や地域と連携し、学校教育の充実と子どもの健全な育成を図るとともに、スポーツ・文化活動等の支援の充実等を図るために、各種事業等を行う。 |

(4) 土地利用

地域特性を活かした農業の展開等、有効な土地利用等

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 取組の内容 | 地域の特性を活かした農業の展開等、圏域内の限りある土地の有効活用を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、地域特性を活かした土地利用等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、地域特性を活かした土地利用等を図るために、各種事業等を行う。 |

(5) 産業振興

圏域内の産業等の振興

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | くまもと県南フードバレー構想及び八代港利用の促進をはじめとする、農林水産業の振興や商工業の振興を図るとともに、雇用の創出等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、くまもと県南フードバレー構想及び八代港利用の促進をはじめとする、農林水産業の振興や商工業の振興を図るとともに、雇用の創出等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、くまもと県南フードバレー構想及び八代港利用の促進をはじめとする、農林水産業の振興や商工業の振興を図るとともに、雇用の創出等を図るために、各種事業等を行う。 |

(6) その他

住民生活に関係する施設等の連携等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 通常時や非常時に関わらず、圏域内の住民の生活に関係する体制の強化や施設等の連携を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、通常時や非常時に関わらず、圏域内の住民の生活に関係する体制の強化や施設等の連携を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、通常時や非常時に関わらず、圏域内の住民の生活に関係する体制の強化や施設等の連携を図るために、各種事業等を行う。 |

別表第2（第3条第1項第2号関係）

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

便利で快適な公共交通の構築

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 圏域内における便利で快適な公共交通の構築等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙及び関係機関と連携して、便利で快適な公共交通の構築等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲及び関係機関と連携して、便利で快適な公共交通の構築等を図るために、各種事業等を行う。 |

(2) 情報基盤の整備

超高速通信網等の整備促進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の住民の情報通信格差を解消するため、超高速通信網等の整備促進を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、圏域内の住民の情報通信格差を解消するため、超高速通信網等の整備促進を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、圏域内の住民の情報通信格差を解消するため、超高速通信網等の整備促進を図るために、各種事業等を行う。 |

(3) 道路等の交通インフラの整備

主要幹線道路及び圏域内の拠点施設を結ぶ道路の整備促進等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 主要幹線道路及び圏域内の拠点施設を結ぶ道路の整備促進等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、主要幹線道路及び圏域内の拠点施設を結ぶ道路の整備促進等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、主要幹線道路及び圏域内の拠点施設を結ぶ道路の整備促進等を図るために、各種事業等を行う。 |

(4) 地産地消の推進

地域の生産者や消費者等の地域連携による地産地消

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | くまもと県南フードバレー構想の促進と学校給食等への地元食材導入など地産地消の拡大等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、くまもと県南フードバレー構想の促進と学校給食等への地元食材導入など地産地消の拡大等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、くまもと県南フードバレー構想の促進と学校給食等への地元食材導入など地産地消の拡大等を図るために、各種事業等を行う。 |

(5) 交流・移住促進

地域内外の住民との交流・移住促進

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 都市圏における地域のPR等や地域資源を活かしたツーリズム等で交流人口の拡大を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、都市圏における地域のPR等や地域資源を活かしたツーリズム等で交流人口の拡大を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、都市圏における地域のPR等や地域資源を活かしたツーリズム等で交流人口の拡大を図るために、各種事業等を行う。 |

(6) 観光ネットワークの連携・強化

観光ネットワークの連携・強化等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の観光情報等を共有し、圏域の魅力を圏域内外に発信するなど、観光ネットワークの連携・強化等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙及び関係機関と連携して、圏域内の観光情報等を共有し、圏域の魅力を圏域内外に発信するなど、観光ネットワークの連携・強化等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲及び関係機関と連携して、圏域内の観光情報等を共有し、圏域の魅力を圏域内外に発信するなど、観光ネットワークの連携・強化等を図るために、各種事業等を行う。 |

別表第3（第3条第1項第3号関係）

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）中心市等における人材の育成等

人材の育成等

| | |
|-------|---|
| 取組の内容 | 中心市等における人材の育成等を図るため、地域の担い手や各種NPO等の人材の育成等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、人材の育成等を図るため、地域の担い手や各種NPO等の人材の育成等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、人材の育成等を図るため、地域の担い手や各種NPO等の人材の育成等を図るために、各種事業等を行う。 |

（2）中心市等における外部からの行政及び民間人の確保

国や県、民間人の確保と交流人事等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 国や県、民間人の確保と交流人事等を図り、人材育成等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、国や県、民間人の確保と交流人事等を図り、人材育成等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、国や県、民間人の確保と交流人事等を図り、人材育成等を図るために、各種事業等を行う。 |

（3）その他の圏域マネジメント能力の強化

団体等の情報共有と人材の活用等

| | |
|-------|--|
| 取組の内容 | 圏域内の様々な分野で知識や技能を有する人材等や地域で活躍している団体等の情報を共有し、人材の活用等を図る。 |
| 甲の役割 | 乙と連携して、圏域内の様々な分野で知識や技能を有する人材等や地域で活躍している団体等の情報を共有し、人材の活用等を図るために、各種事業等を行う。 |
| 乙の役割 | 甲と連携して、圏域内の様々な分野で知識や技能を有する人材等や地域で活躍している団体等の情報を共有し、人材の活用等を図るために、各種事業等を行う。 |